

壱岐市農業委員会定例会（令和5年2月）

議 事 録

1. 開催日時 令和5年2月24日（金） 午後4時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室
3. 出席委員 農業委員会長 外 農業委員 16名
4. 欠席委員 . . 番 . . 委員
5. 事務局職員 事務局長 事務局長補佐 係長
6. 議事日程

第1. 議事録署名委員の指名 . 番 . . 委員 . 番 . . 委員

第2. 議案第 8号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 9号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第11号 壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に
対する意見について

議案第12号 令和4年度農用地利用集積計画の承認について
（第6回）

7. 報告事項 農業用施設等届出書について

8. その他

事務局 皆さん改めましてこんにちは。

ご案内の時間前ではありますが、本日出席されます農業委員さん方は全員お揃いであるので、只今よりこのメンバーでは、最後の定例会となります。令和5年2月の農業委員会の総会を開会致します。

本日は. . 番 . . 委員さんより欠席の届けがでております。

本日の出席委員は18名中17名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、. . 会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長 【会長挨拶

早速、議事に入らせて頂きます。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させて頂いてよろしいでしょうか。

【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、. 番 . . 委員、. 番 . . 委員をお願いを致したいと思います。よろしくお願い致します。

なお、本日の会議書記には事務局の・・・係長を指名致します。

それでは、日程第2の議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局より議案の説明を求めます。

事務局

はい、1頁をお願いします。

議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が6件あがっております。受け手は全て個人ですので、「農地所有適格法人要件」の適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではないので、「信託要件」の適用ありません。

それから、6件共贈与、売買ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「下限面積要件」、取得後の面積が50アール以上かどうか。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、というような4つの内容を審議して頂くことになります。

4番 土地の所在

郷ノ浦町東触 字阿城 番 地目 田 面積 93㎡

譲渡人、.....

譲受人、.....

経営地は、田が3,018㎡、畑が9,828㎡、計12,846㎡です。

申請理由

譲渡人 譲受人の要望により譲渡する。

譲受人 現に耕作しているので譲り受けて、引き続き耕作に従事する。ということ。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻の作付け及び花の栽培です。

農機具は、トラクター、田植え機、ハーベスタ、草刈り機、軽トラを所有されてあります。稲刈りは委託されてあります。農作業暦は本人68年、妻60年です。

通作距離は、300m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今まで通り水稻を作付けするという事でありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。2月21日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番 ・・・委員。

・・・委員 皆さんご苦労様です。武生水地区担当の・・・です。

事務局の説明がありました通り2月21日に現地を確認致しました。

申請地は、持ち分が・・・さんの2分の1と・・・さん2分の1の田でありまして、耕作は・・・さんが行っているそうです。・・・から持ち分を譲り受けて・・・さんへ異動したいということでもあります。

今まで耕作もされてありますし何ら問題はないかと思っておりますので、皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第8号4番は決定いたします。

続きまして、5番の説明を求めます。

事務局 はい、5番 土地の所在

芦辺町中野郷仲触 字當田 ・・・番・・・ 地目 田 面積 1, 120㎡

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

経営地は、田が31, 300㎡です。

申請理由

譲渡人 譲受人の要望により売却する。

譲受人 現に耕作しているので買い受けて、引き続き耕作に従事する。ということ。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻の作付けです。農機具はトラクター、田植え機、コンバイン、軽トラを所有しております。農作業暦は本人、妻共に16年、子11年です。

通作距離は、2.5Km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今まで通り水稻を作付けるという事でありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

2月21日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 はい、皆さんこんにちは。地区担当の・・・でございます。

事務局の説明の通り2月21日に・・・さん立ち会いの下、現地確認を行いました。

・・・さんは、この一帯に水稻を作付けてありまして、申請地も引き続き水稻を作付けるという事でございました。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第8号5番は決定いたします。

続きまして、6番の説明を求めます。

事務局 はい、2頁をお願いします。

6番 土地の所在

芦辺町住吉前触 字楠	・・・番・	地目	畑	面積	8 1 1 m ²
------------	-------	----	---	----	----------------------

同じく	・・・番・	地目	畑	面積	1, 9 3 4 m ²
-----	-------	----	---	----	-------------------------

芦辺町住吉前触 字柳川	・・・番・	地目	畑	面積	4 2 3 m ²
-------------	-------	----	---	----	----------------------

同じく	・・・番・	地目	畑	面積	9 9 2 m ²
-----	-------	----	---	----	----------------------

計 畑が4筆で 4, 1 6 0 m²

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

経営地は、田が1, 2 7 8 m²です。

申請理由

譲渡人 弟である譲受人の要望により譲渡する。

譲受人 実家の農地を兄から受贈し、農業に従事する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻、飼料の作付けです。

農機具は、トラクター、管理機、運搬車、トラック等を所有してあります。

田植え、稲刈りは委託をされてあります。

農作業暦は本人50年、子20年です。

通作距離は、10Km程ですが農機具は実家のものを利用するという事でありました。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、野菜の栽培及び飼料を作付ける計画でありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

2月21日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 皆さんこんにちは。

事務局より説明があったとおり21日に現地確認をいたしました。

申請農地は、譲受人の実家の農地でありまして、お兄さんから譲り受けて農機具等はお兄さんの農機具を使って、野菜等の栽培を行うという事であります。

何ら問題はないと思いますが、皆さんのご審議をよろしくお願いします。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第8号6番は決定いたします。

続きまして、7番の説明を求めます。

事務局 はい、7番 土地の所在

芦辺町箱崎大左右触 字笹尾・・・・・・番 地目 田 面積 956㎡

芦辺町箱崎中山触 字熊太郎谷・・・・・・番 地目 畑 面積 800㎡

計 2筆で 1,756㎡

譲渡人、・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・

経営地は、田が27,704㎡、畑が9,001㎡、計36,705㎡です。

申請理由

譲渡人 後継者がいないので、譲受人に贈与したい。

譲受人 譲渡人の要望により受贈し、耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻・麦・飼料の作

付けです。

農機具はトラクター、ハーベスタ、トラック等を所有してあります。田植え、稲刈りは委託をされてあるそうです。

農作業暦は本人60年、妻30年、子20年です。

通作距離は、遠いもので3Km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、飼料を作付ける計画でありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

2月21日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 はい、皆さんこんにちは。担当の・・・です。今、事務局の説明の通りで付け加える事は無いのですが、この・・・さんと言われる方は、・・・さんにお嫁に行かれて、ここの在所が・・・さんですけど息子さんが60前後位の方がおられました、病気か事故かわかりませんが亡くなりました。今、母親1人で暮らしてありますが、今まで大左右ファームにお願いして耕作されていたようですが、今度は濱尾さんが譲り受けて作付けるようでございます。

何ら問題はないと思いますので、皆さんのご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第8号7番は決定いたします。

続きまして、8番の説明を求めます。

事務局 はい、3頁をお願いします。

8番 土地の所在

芦辺町箱崎中山触 字安城・・・番・地目 田 面積 1,499㎡

同じく・・・番 地目 田 面積 399㎡

計 田が2筆で 1,898㎡

譲渡人、・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・

経営地は、田が16,368㎡、畑が5,514㎡、計21,882㎡です。

申請理由

譲渡人 病気療養中で耕作できないので、譲受人に売却したい。

譲受人 譲渡人の要望により買い受けて、耕作に従事する。ということです。
権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻の作付け及び野菜の栽培です。

農機具はトラクター、田植え機、コンバイン、軽トラ、管理機を所有してあります。農作業暦は本人50年、妻40年です。

通作距離は、1.3Km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、水稻を作付ける計画でありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

2月21日に・・・委員さんと譲受人の奥さん立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 担当の・・・でございます。今の事務局の立派な説明で言う事はありませんけど、ここに書いてあるように幼稚園の時から同級生であって、本人もはっきり申し上げましたけど・・・さんは皆さんご承知のとおり今、JAの組合長です。・・・さんが今、療養中でお金も要るし事前事業と言って同級生だから米を作って田を荒らさないように頑張る予定だという事でございます。

何ら問題はないと思いますので、皆さんのご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第8号8番は決定いたします。

続きまして、9番の説明を求めます。

事務局 はい、9番 土地の所在

芦辺町箱崎中山舂 字倉坂・・・番・ 地目 田 面積 300㎡

譲渡人、・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・

経営地は、田が4,092㎡、畑が1,936㎡、計6,028㎡です。

申請理由

譲渡人 病気療養中で耕作できないので、譲受人に売却したい。

譲受人 譲渡人の要望により買い受けて、耕作に従事する。ということです。
権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は、主に水稻の作付け及び・野菜の栽培です。

農機具はトラクター、管理機、軽トラを所有してあります。田植え、稲刈りは委託をされてあります。農作業暦は本人50年、妻40年です。

通作距離は、100m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、水稻を作付ける計画でありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

2月21日に・・・委員さん立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員

議長。

議長

はい、・・・番　・・・委員。

・・・委員

担当の・・・です。ここに書いてある通りに・・・さんの幼稚園からの同級生で、この人も情に脆く、やる気はあるのですが、なかなか進まないのですよね。

しかし、今度は自分の家の前でありますので、今、事務局が申された通りもう一寸見てくれが良いように頑張ると言っておりました。余談ですけど、中古車センターも上の方にありますので、あの辺に来たときはよく見て下さい。オースチンやフォルクスワーゲン等おりますよ。

これは余談でございました。どうも失礼しました。

そういう事で、何ら問題はないと思いますので、どうか皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。

議長

はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第8号9番は決定いたします。

続きまして、議案第9号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、4頁をお願い致します。

議案第9号「農地法第4条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

1 番 土地の所在

芦辺町湯岳本村触 字目細 . . . 番 . の一部 地目 畑 面積 2 0 4 9
㎡のうち4 1 1 ㎡

芦辺町湯岳本村触 字辻米 . . . 番 地目 田 面積 3 1 6 ㎡

計 2 筆で7 2 7 ㎡

転用目的 植林

申請人、.

申請理由 サカキの生育に必要な陰地を確保するため、申請地に生育の良い
杉を植樹したので申請します。というものです。

位置図、写真、配置図は5 頁から7 頁です。

この案件は違反転用でありまして、昨年5 月1 2 日に . . 委員さんと現地
確認を行い6 月の定例会におきまして、ご審議頂き県より追認許可相当と判断
しましたという通知がきておりまして、農振除外も県の同意を得て令和5 年1
月1 0 日に完了を致しております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

. . 委員 議長。

議長 はい、. . 番 . . 委員。

. . 委員 はい、担当の . . です。

事務局の説明の通り、この案件は、既に植林をされてありまして、昨年6
月の定例会で違反転用許可相当としてやむを得ないという事及び9 月の定例
会では、農振除外の件につきましても、ご承認頂いております案件でございま
す。

今回、正式に農地法の許可をもらいたいという事であります。

皆様方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんで
しょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第9 号
1 番は意見を付して進達致します。

続きまして、議案第1 0 号「農地法第5 条の規定による許可申請について」
を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、8 頁をお願いします。議案第1 0 号「農地法第5 条の規定による許
可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、
審議のうえ意見を付して進達の要がある。

2 番 土地の所在

郷ノ浦町片原触 字大久保 番 . 地目 畑 面積 5 0 0 ㎡

転用目的 一般個人住宅

譲渡人、.

譲受人、.

申請理由 現在、息子夫婦と借家に同居していますが、家族が増えて手狭となったため、申請地を譲り受けて自己の居宅を建築したいので申請します。というものです。権利の設定内容は、贈与です。

農振地域外の農地で農地区分は公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い第2種農地と判断を致しております。

位置図、写真、配置図 11頁から13頁です。2月21日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員

議長。

議長

はい、・・・番・・・委員。

・・・委員

担当の・・・です。

2月21日に現地確認を事務局と・・・さんご本人立ち会いの下、行いました。

・・・さんは、お子さん家族と同居してあるそうです。お孫さんの成長に伴い借家が手狭になってきたという事で、譲受人の叔父さんにあたる・・・さんから申請地を譲り受け、居宅を建築したいという事であります。

写真をご覧頂ければ分かる通り一部草が生えている状態であります。下側には田んぼがございますが、距離もありますので大丈夫かと思えます。合併浄化槽も設置されるという事で周辺農地とは十分距離をおいて建築される計画となっております。周辺農地への影響はないと思えますので、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。以上です。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第10号2番は意見を付して進達致します。

続きまして、3番の説明を求めます。

事務局

はい、3番 土地の所在

勝本町立石西触 字白釘・・・番・ 地目 畑 面積 401㎡

転用目的 駐車場用地

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

申請理由 申請地を買い受けて、来客用の駐車場として整備したいので申請します。というものです。

権利の設定内容は、売買です。

農振地域外の農地で農地区分は公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い第2種農地と判断を致しております。

位置図、写真、配置図は14頁から16頁です。2月2日に、・・・委員さんと従業員立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番 ・・・委員。

・・・委員 地区担当の・・・です。

事務局の説明の通り令和５年２月２日に現地確認を致しました。

申請地は、前の経営者が農地法の許可を得ないで駐車場として整備していたものを・・・さんが引き継いで駐車場として利用していました。

今回、申請地を買い受けて、農地に戻した後、正式に農地法の許可を得て駐車場として整備したいという事でありました。

何ら問題はないと思いますので、皆様方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第１０号３番は意見を付して進達致します。

続きまして、４番の説明を求めます。

事務局 はい、９頁をお願いします。４番 土地の所在
勝本町本宮西触 字西古坊 ・・・番・ 地目 畑 面積 ９３０㎡
転用目的 一般個人住宅 面積が一般個人住宅の５００㎡を超えておりますが、法面部分が４３２㎡ありますので、住宅部分の有効面積は４９８㎡となります。

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

申請理由 現在、両親と同居していますが、子供達の成長に伴って手狭となってきたため、申請地を譲り受けて自己の居宅を建築したいので申請します。というものです。

権利の設定内容は、贈与です。

農用地区域除外は県の同意を得て、令和５年１月１０日に完了を致しております。

農地の分類は、１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第１種農地であります。例外許可規定では居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（住宅、店舗、事務所、作業場等）。となっております。

この案件は、・・・さんが住宅用地として利用したいという事でありますので、この例外規定に該当すると判断を致しております。

位置図、写真、配置図は１７頁から１９頁です。

現地確認は、農用地区域除外時（令和４年９月２０日）に、・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。
議長 はい、・番 ・・委員。
・・委員 続きまして、事務局の説明の通り昨年９月の定例会の折に農振除外申請につきまして、ご承認を頂きました案件であります。

ご本人様に２月１９日に電話で確認致しました所、転用の許可が下り次第、計画通りに進めて行くという事でありましたので、皆様方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第１０号４番は意見を付して進達致します。

続きまして、５番の説明を求めます。

事務局 はい、５番 土地の所在

石田町南触 字若宮 ・・・番・ 地目 畑 面積 １２１㎡

同じく ・・・番・ 地目 畑 面積 ５２１㎡

計 畑が２筆で６４２㎡

転用目的 駐車場用地

譲渡人、・・・・・

譲受人、・・・・・

申請理由 申請地に隣接する土地と建物を購入しましたが、駐車スペースがないので、申請地を買い受けて、駐車場として整備したいので申請します。というものです。

権利の設定内容は、売買です。

農用地区域除外は県の同意を得て、令和５年１月１０日に完了を致しております。

農地区分は公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い第２種農地として判断を致しております。

位置図、写真、配置図は２０頁から２２頁です。

現地確認は、農用地区域除外時（令和４年９月２０日）に、・・委員さんと譲受人立ち会いの下、行っております

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 担当の松尾です。

只今、事務局より説明があった通りですので、別段伝える事はないと思いますが、何ら問題はないと思いますので、ご審議をよろしく願いいたします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでし

ようか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第10号5番は意見を付して進達致します。

続きまして、6番の説明を求めます。

事務局

はい、10頁をお願いします。6番 土地の所在

石田町石田東触 字久保・・・番・ 地目 田 面積 19㎡

転用目的 資材置場用地

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

申請理由 資材置場としての機能を維持・拡充させるため、既存の資材置場に隣接する申請地を買い受けて、法面工事を施工したいので申請します。というものです。

権利の設定内容は、売買です。

農用地区域除外は県の同意を得て、令和5年1月10日に完了を致しております。

農地の分類は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地であります。例外許可規定では居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（住宅、店舗、事務所、作業場等）。となっております。

この案件は、株式会社・・・が資材置場の機能を維持するため利用したいという事でありますので、例外規定に該当すると判断を致しております。

位置図、写真、配置図は23頁から25頁です。

現地確認は、農用地区域除外時（令和4年9月20日）に、・・・委員さんと取締役立ち会いの下、行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員

議長。

議長

はい、・・・番・・・委員。

・・・委員

担当の・・・です。

只今、事務局より説明がありました通り、何ら問題はないかと思えます。皆さんの、ご審議をよろしくお願いします。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第10号6番は意見を付して進達致します。

続きまして、議案第11号「老岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、26頁をお願いします。

議案第11号「老岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条同法施行令第10条の

規定により、次の農業振興地域内農用地区域の用途区分変更申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

2番 土地の所在、

郷ノ浦町有安触 字森 ……番…の一部 地目 畑 面積 899㎡のうち187㎡

変更の内容、農業用施設用地

申請人、……………

申請理由、申請地に牛舎を建築したいので、用途区分の変更を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は27頁から29頁です。

2月21日に…委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

…委員 議長。

議長 はい、…番 …委員。

…委員 皆さんこんにちは。担当の…でございます。

今、事務局から説明のあった通りでございまして、畜産業と言いますか増頭を、今計画をしながらやっているようでございまして、既存の牛舎が手薄になったそうで、ここに牛舎を建てて増頭をするという計画のようであります。皆さん方のご審議をよろしく願います。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第11号2番は意見を付して回答致します。

続きまして、議案第12号「令和4年度 農用地利用集積計画の承認について（第6回）」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、綴じ方がまずくて申し訳ありません。34頁をお願いします。

議案第12号「令和4年度 農用地利用集積計画の承認について」、今年度6回目になります。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求められております。

今回、利用権設定の件数は22件、借手が15人で貸手が22人です。

田が29筆で34,504㎡、畑が14筆で12,042㎡、合計が43筆で46,546㎡となっております。

この件につきましては、地区担当の農業委員・推進委員皆様方の署名・押印を頂いておりますので、今回、この一連につきましては、ご承認を頂きたいと思っております。

内容につきましては、35頁～36頁に掲載を致しております。

よろしくお願い致します。

議長 はい、この件につきましては、事務局が申しますように皆さん方のご承認

を頂いておりますので、よろしいでしょうか。【はいの声あり】それではご異議ないようですので、議案第11号も決定致します。

続きまして、報告事項「農業用施設等届出申請について」事務局の報告をお願いします。

事務局 はい、30頁をお願いします。

報告事項、「農業用施設等届出申請について」、農業用施設等届出書が次のとおり提出されましたので報告いたします。

1番、土地の所在

郷ノ浦町田中触 字鉢形・・・番・の一部 地目 田 面積 2,342㎡のうち191㎡

転用目的 農業用施設

申請人・・・・・・・・・・

申請理由 申請地に農業用倉庫を設置して利用したいので申請します。ということです。

位置図、写真、配置図は31頁～33頁です。

以上で事務局からの報告を終わります。

議長 はい、報告事項でありますので、よろしいでしょうか。【はいの声あり】

続きまして、その他の件をお願いします。

事務局

①農地利用最適化推進委員候補者の報告

②辞令交付式 令和5年3月1日（水）13時15分から

③農業委員会初総会 令和5年3月1日（水）辞令交付後13時30分から

④2月10日に非農地通知書発送

非農地通知の発送につきましては、事務処理の関係で昨年より法務局から2回に分けて発送願いたい旨の申し入れがっておりますので、2月13日に郷ノ浦町と石田町にお住いの方、それから島外者に発送致しております。

2月27日に勝本町と芦辺町にお住いの方に発送するように計画しておりますので、お知らせ致します。

⑤活動記録簿を今月末までに事務局に提出願います。

⑥太公望 18時～ お別れ会。

議長

皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。それでは皆さん方からのご意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】

大変お疲れでございました。